

【別図2】宅建協会への補助手続 参照 ※ ※仲介する宅地建物取引業者が(公社)福井県宅地建物取引業協会の会員の場合、市町補助とは別に協会から補助が受けられます。

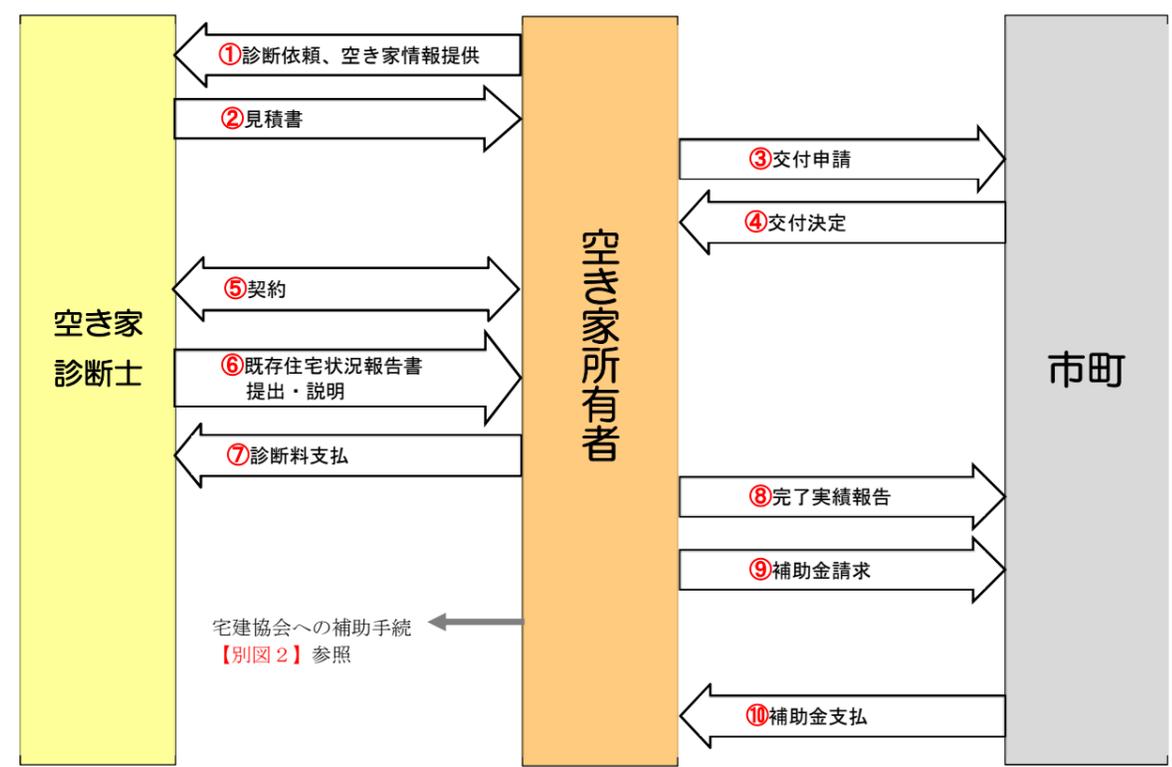
【空き家情報バンク】

- ① 空き家所有者は市町に物件の登録申込を行います。
- ② 利用希望者はサイトを閲覧し、気に入った物件があれば、宅地建物取引業者に連絡します。
- ③ 所有者と利用希望者の双方が合意した場合、宅地建物取引業者の仲介のもと、契約が締結されます。

【空き家診断補助】

- ① 空き家補助を受ける場合には、診断士と契約する前に、市町に補助金の交付申請を行います。
〔空き家情報バンク未登録の場合、バンク登録も合わせて申込を行います〕
- ② 市町からの交付決定を受け取った後、空き家診断士と契約し、診断結果の報告を受けます。
- ③ 診断費用領収書(写)と結果報告書(写)を添えて、市町に完了実績報告を行います。
- ④ 宅建協会へ補助手続を行います。

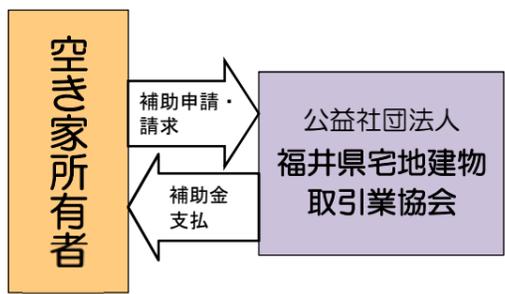
【別図1】市町への補助手続等



・市町への交付申請は、空き家所有者と空き家診断士の契約よりも前に行ってください。

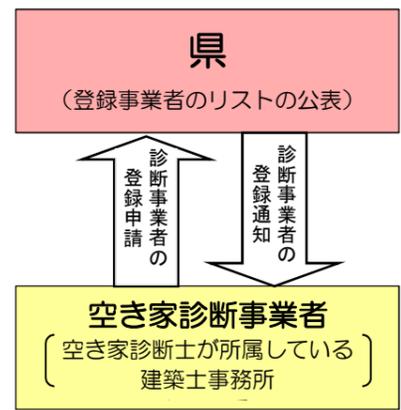
【別図2】宅建協会への補助手続

※仲介する宅地建物取引業者が(公社)福井県宅地建物取引業協会の会員の場合には、市町補助とは別に協会から補助が受けられます。(ただし、予算枠に達し次第終了します。)



・協会への補助申請・請求は、【別図1】の⑧完了実績報告の後に行ってください。

【別図3】空き家診断事業者の県登録



・空き家診断事業者の県への登録は任意であり、空き家診断の実施や補助金交付の要件ではありません。